

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つである。(11年度末対象団体数：8,571団体、組合員数：474,724人、年金受給権者数：314,899人)。

年金制度改正については、これまで昭和61年4月の全国民を対象とした基礎年金制度の導入等の改正が行われたが、平成11年においては、少子高齢化の一層の進展や経済の低成長に対応し、将来の世代の負担を過重なものにしないよう、他の被用者年金制度と同様に、年金の給付水準を5%適正化すること、退職共済年金の支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げること等を内容とする改正を行ったところである。

このほか、公的年金制度の一元化については、平成8年3月の閣議決定において、「構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等の分析を行い、被用者年金制度全体の中における位置づけについて検討を行う。」こととされている。

5 農協に関する調査研究

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の概要を調査し、統計表として公表した。10事業年度の各統計表の集計組合数は総合農協1,840、専門農協1,019、都道府県区域農協連合会213及び農事組合法人2,014であった。

(2) 経営分析調査

総合農協のうち126組合を抽出し、事業の部門別損益、経営諸指標の算出等組合の経営内容に関する分析調査を行い「農業協同組合経営分析調査報告書(平成10事業年度)」として公表した。

(3) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数(12年3月31日現在)及び11年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第5節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法(昭和4年法律第19号)と農業保険法(昭和13年法律第68号)を統合整

備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国の再保険を伴うものとして、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国の再保険を伴わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的(対象となる作物等)は、表10のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村(以下「組合等」という。)が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会(以下「連合会」

表10 共済事業の種類及び共済目的
共済事業の種類 共 済 目 的
(対象となる作物等)

農作物共済事業	水稻、陸稻、麦
蚕繭共済事業	春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭
家畜共済事業	牛、肉牛の子牛及び胎児、馬、豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん、なつみかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、バインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、ホップ、茶
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農作物等

(注) 1 農作物共済事業、蚕繭共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施できる。

2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。

3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火及び河内晩柑を総称したものである。

4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設(雨よけ施設等)をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。

5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

という。)の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。なお、任意共済にあっては国の再保険が行われないが、そのうち建物共済については、連合会は保険責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の再共済に付している。

また、連合会及び組合等(以下「農業共済団体等」という。)の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、農業共済基金(農業共済基金法(昭和27年法律第202号)に基づき設立。国の出資38億円、連合会の出資18億円)が、農業共済団体等に対し、保険金等の支払財源が不足する場合等に融資を行っている。

2 農業災害補償法等の一部改正

農業災害補償制度は、我が国の農業災害対策の重要な柱として、我が国農業の発展と農業経営の安定に大きく寄与してきた。

しかしながら、我が国の農業をめぐる情勢の変化の中で、大規模農家等意欲ある担い手の育成と農業経営の安定への一層の要請に応える必要がある一方で、行政改革の一環として、平成9年6月に閣議決定がなされた「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、農業共済基金(認可法人)を廃止し、その業務を適切な機関に承継させる必要があったことから、平成11年6月に農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正を行った。

本改正の主要な内容は、次のとおりである。

(1) 「意欲ある担い手の育成」関係

- ① 家畜共済について、多頭飼養農家の掛金負担の軽減等を図るため、火災等の特定の原因による死亡又は廃用に限定した新たな引受方式の導入。
- ② 肉豚経営の多頭化に対応し、加入促進を図るため、肉豚共済に一括引受方式の試験的導入。

(2) 「農業経営の安定機能の強化」関係

- ① 低被害地域における水稻共済について、共済金の支払開始損害割合(足切割合)に関する特例措置の実施。
- ② 麦共済に、災害に伴う品質低下によって引き起こされる収入減少にも対応し得る災害収入共済方式の試験的導入。

(3) 「農業生産構造の変化への対応」関係

近年の養蚕業をめぐる状況を踏まえ、蚕繭共済の畑作物共済への統合。

(4) 「事業運営基盤の強化」関係

- ① 農業共済組合等の広域合併を更に推進するため、農作物共済の引受方式に係る合併特例(引受

方式の統一の猶予)の適用期間の延長。

- ② 家畜共済について、農業共済組合等の事業運営基盤を充実するため、責任分担の見直し。
- ③ 園芸施設共済について、再保険機能の充実を図るため、農業共済組合連合会と国との責任分担の見直し。
- ④ 広域合併の進展を踏まえ、事業運営の安定化等を図るため農業共済事業の二段階制の導入。

(5) 農業共済基金の廃止と業務の承継

農業共済基金を廃止し、同基金の行っている緊急つなぎ融資事業を農林漁業信用基金に承継。

3 制度の運営

(1) 平成11年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた措置

平成11年度は各地で記録的な大雨となり、また台風の上陸も多く、7～9月の集中豪雨、台風第16号、第18号によって大きな被害が発生した。

水稻については、九州地方において6月下旬以降の断続的な多雨、日照不足に加え、9月下旬の台風第18号による倒伏等により登熟が阻害される被害等により作柄が「著しい不良」となり、穂発芽等による品質低下も広範囲に発生したことから、9県に対して「損害評価の特例措置」を実施した。麦については、小麦の主産地である北海道で融雪期の遅れによる雪腐病の発生や出穂期以降の高温・少雨による登熟不良等の被害が発生した。

水稻及び麦以外では、7月～9月の集中豪雨や9月以降の台風等により、果樹、畑作物及び園芸施設等に大きな被害が生じた。なかでも、園芸施設については、台風第18号により北海道、中国、九州地方及び沖縄県に大きな被害が発生した。

これらの被害に対して損害評価を迅速かつ的確に行い、共済金の支払いを早期に行うよう農業共済団体等を指導した。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会(会長 前川寛)は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法(昭和12年法律第25号)、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)により、当該審査会の権限に属させた事項を処理することとされている。

農林漁業保険審査会には、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれているが、11年度における開催状況及び議題は次のとおりである。

- ア 11年12月10日 農林漁業保険審査会
「部会長の互選について」
- イ 12年1月21日 農業共済再保険部会
「農作物共済の共済掛金標準率の算定方式について」
「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式について」
「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準及び薬価の算定方法について」
- ウ 12年1月27日、28日 農業共済再保険部会薬価基準小委員会
「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準及び薬価の算定方法について」

(3) 農作物共済及び園芸施設共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる農作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が農林漁業保険審査会に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、農作物共済については12年2月22日付け農林水産省告示第269号、第270号、園芸施設共済については12年3月31日付け同第496号をもって共済掛金標準率等が告示され、農作物共済については12年産以降の引受けに係る共済関係から、園芸施設共済については12年4月1日以降の共済関係から、それぞれ適用することとされた。

4 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、11年4月1日現在で組合等数450、うち組合283、共済事業を行う市町村167となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は358(うち郡の区域を超える組合等数は151)となっている。

(2) 運営指導

11年4月14日に都道府県主管課長及び共済担当者を集め、11年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、農業共済団体等に対する指導を指示した。また、4月15日には連合会参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象と

した検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

(3) 団体等への助成

農業共済事業事務費負担金として、農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に係る人件費、庁費などの基幹的な事務を行うための経費を農業共済団体等に対して負担しており、また、農業共済事業特別事務費補助金として、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実施するための経費及び地域農政との連携を図りつつ、農業共済団体等が、自らの創意工夫を活かした活力ある事業運営を行うことを通じ、地域の実情に即し、農業者の需要に適応した農業共済事業の展開を図るための経費を農業共済団体等に補助している。平成11年度における交付実績は、全都道府県450組合等で、農業共済事業事務費負担金541億4,125万円、農業共済事業特別事務費負担金5億6,679万円となっている。

5 事業の実績(任意共済事業を除く)

(1) 農業共済への加入状況

11年産(度)の各事業を通じての延加入数は3,310千戸であり、総共済金額は3兆543億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦、蚕繭及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある大家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物及び園芸施設では5割弱、果樹では25%程度と低位となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,540億円であり、このうち国庫負担は760億円、農家負担は780億円、平均国庫負担割合は49.3%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制(基準共済掛金率3%を境に50%と55%)をとっており、その他は定率で、畑作物55%、豚40%、その他の作目(水稻、果樹等)については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

11年産(度)において、災害のため農家に支払った共済金は合計で1,123億円であった。

(4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。11年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。(計数は

表11 農作物共済・蚕繭共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済及び園芸施設共済の実績（11年産（度））

事業の種類				引 受 戸数等	引 受 面積等	共済金額	共 済 掛 金			共済金	再 険 保 金	
							総額	農家負担	国庫負担	国庫負 担割合		
						百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円	
											百万円	
農 作 物 共 済				2,541千戸	1,787千ha	1,613,961	66,059	32,626	33,433	50.6	31,926	17,901
水 稲				2,438	1,607	1,535,555	55,570	27,785	27,784	50.0	21,724	12,376
陸 稲				3	1	237	47	24	24	50.0	36	12
	麦			100	179	78,169	10,442	4,817	5,625	53.9	10,165	5,513
蚕 繭 共 済				9千戸	40千箱	1,621	43	22	22	50.0	38	5
春 蚕				3	14	629	13	7	7	50.0	11	1
初 秋 蚕				3	11	428	11	5	5	50.0	11	1
晩 秋 蚕				3	14	563	19	9	9	50.0	16	2
家 畜 共 済				142千戸	5,393千頭	738,028	63,470	32,760	30,709	48.4	63,097	24,788
乳 用 牛				30	1,589	305,611	40,402	20,409	19,993	49.5	41,099	16,014
肉 用 牛 等				105	2,375	358,517	19,123	9,982	9,142	47.8	18,061	6,852
	馬			4	41	49,324	1,600	955	644	40.3	1,463	614
種 豚				2	146	7,547	1,109	672	436	39.3	1,018	504
肉 豚				1	1,242	17,029	1,236	742	494	40.0	1,456	805
果 樹 共 済				109,661戸	52,915ha	142,840	8,659	4,330	4,330	50.0	10,069	5,325
収 穫 共 済				104,785	51,415	134,692	8,569	4,285	4,285	50.0	10,014	5,320
	うんしゅうみかん			21,984	13,110	28,815	2,370	1,185	1,185	50.0	3,902	2,312
	な つ み か ん			1,476	776	1,645	153	77	77	50.0	343	271
	指 定 か ん き つ			11,347	6,014	13,485	1,213	606	606	50.0	2,649	1,678
	り ん ご う			22,297	14,132	34,643	1,344	672	672	50.0	526	139
	ぶ ど う			8,154	2,078	8,260	370	185	185	50.0	266	63
	な し			13,685	5,529	23,770	1,192	596	596	50.0	819	329
	も も			5,122	1,325	5,917	345	173	173	50.0	560	321
	お う と う			3,166	574	1,852	176	88	88	50.0	219	82
	び わ き			372	77	230	33	17	17	50.0	21	5
	か き			7,635	3,264	7,097	581	291	291	50.0	214	13
	く り			3,009	2,336	629	95	47	47	50.0	45	6
	う め			3,268	1,583	7,072	580	290	290	50.0	306	7
	す も も			1,555	250	583	61	30	30	50.0	138	92
	キウイフルーツ			1,604	309	644	55	27	27	50.0	5	1
	パインアップル			111	58	51	2	1	1	50.0	-	-
樹 体 共 済				4,876	1,500	8,148	90	45	45	50.0	54	5
	うんしゅうみかん			561	205	419	6	3	3	50.0	1	0
	指 定 か ん き つ			65	30	125	2	1	1	50.0	-	-
	り ん ご う			525	196	906	11	5	5	50.0	8	-
	ぶ ど う			516	138	466	6	3	3	50.0	8	5
	な し			1,626	601	3,589	24	12	12	50.0	10	-
	も も			56	12	43	1	1	1	50.0	1	-
	お う と う			1,114	201	2,402	38	19	19	50.0	27	-
	か き			397	108	194	2	1	1	50.0	0	-
	く り			16	10	4	0	0	0	50.0	0	-
畑 作 物 共 済				88,228戸	175,008ha	126,618	8,499	3,825	4,675	55.0	5,715	
	ば れ い し ょ			9,359	42,772	39,474	2,309	1,039	1,270	55.0	1,552	
	大 豆			44,903	35,361	13,870	1,596	718	878	55.0	848	
	小 豆			9,617	18,769	9,838	1,663	748	915	55.0	543	
	い ん げ ん			3,037	7,755	3,188	474	213	261	55.0	179	
	て ん 菜			9,312	58,910	49,021	1,895	853	1,042	55.0	2,527	
	ホ ッ プ			539	338	1,159	65	29	36	55.0	8	
	さ と う き び			10,192	10,354	9,061	446	201	245	55.0	155	
	茶			1,269	749	1,008	52	23	28	55.0	77	
園 芸 施 設 共 済				714千棟	24,625ha	431,232	7,227	3,620	3,607	49.9	8,163	1,982

(注) 1 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

2 果樹共済の収穫共済のなつみかん及び指定かんきつは12年産であり、樹体共済は10年度引受に係る数値である。

3 引受戸数については、引受対象または引受期間ごとの数値を合算した延べ数である。

4 表中「-」は事実のないもの、「0」は表示単位に満たないものである。

5 果樹共済のうんしゅう、なつみかん、指定かんきつ、キウイフルーツ、パインアップルの共済金、再保険金については10月31日現在値で確定値ではない。

表12 任意共済の実績 (11年度見込)

事業の種類	引受数	共済金額 百万円	共済掛金 百万円	事務費賦課金 百万円	支払共済金 百万円
任意共済		59,878,139	35,785	25,519	28,434
建物共済	6,048,222(棟)	58,681,607	32,724	23,972	26,036
農家建物損害共済	6,047,473	58,662,415	32,715	23,968	26,034
団体建物火災共済	749	19,192	8	4	2
農機具共済	764,391(台)	1,196,532	3,061	1,547	2,398
農機具損害共済	662,225	1,121,688	2,840	1,225	2,231
農機具更新共済	102,166	74,844	222(減価部分含まず)	322	167(減価部分含まず)

単位未満切捨てによる。)

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入106億7,686万円、預託金利子収入2,160万円の合計106億9,846万円であったが、支出は、台風等の被害により園芸施設勘定において再保険金支払財源に不足を生じたため繰り入れを要したので2億4,899万円となり、差引104億4,947万円の剰余となった。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入529億5,179万円、支出528億3,485万円、差引1億1,693万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億1,693万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると差額はなかったため、このまま決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入480億1,260万円、支出326億1,939万円、差引153億9,320万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額133億4,062万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると20億5,257万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入87億7,002万円、支出21億1,322万円、差引66億5,680万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額38億8,650万円を控除すると27億7,029万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入46億3,514万円、支出46億3,514万円、差引862円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額5億7,805万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると5億7,805万円の不足を生ずる。この不足金は積立金から補足することとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入13億7,635万円、雑

収入等15万円の合計13億7,651万円、支出は農業共済再保険業務費13億7,650万円であり、差引814円の剰余となる。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(5) 農業共済基金の事業実績

11年度における農業共済基金の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金等25億6,730万円の計81億6,730万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された27億4,903万円と、当期中に貸し付けた27億6,422万円の計55億1,326万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数17、貸付件数は71件であった。

ウ 回収

回収金総額は31億339万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は24億986万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額3億2,857万円に対し、支出総額は3億152万円、差引12,705万円の剰余であった。

第6節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業の趣旨

近年の輸入自由化を含む経済、社会の国際化の進展に対応して真に農林水産物の国際化を図るためには、輸出の促進も重要な課題となっている。

しかし、農林水産物の輸出に当たっては、各国消費者の嗜好の把握、有効な販売手法の確立、輸出国の検疫条件等への適合など多くの課題が山積しており、個々の地方自治体や農林水産業団体等の努力だけでは対応しきれない状況にある。

このため、農林水産省においては各種の輸出促進対策を講じ、輸出関係者を積極的に支援していくとともに

に、これを通じて農山漁村の活性化を図ることとしている。

(2) 事 業 内 容

平成11年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 輸出活動高度化促進事業（経済局）

海外の国際食品見本市への参加、小売店でのテスト販売において、実演、試食等による商品の紹介、マスメディアを利用したPR等の効果的な販売促進活動を実施し、我が国農林水産物の輸出販路の拡大・定着の推進を図った。

イ 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業（経済局）

輸出を行うに当たって必要となる基礎的な諸外国の輸入制度、市場動向等の輸出関連情報を収集し、輸出関係者に情報を提供するための体制の整備を進め、情報の提供を行った。

ウ 農林水産物貿易円滑化推進事業（経済局）

国際食品見本市の場を活用し、体系的な手法による日本食品の普及活動を展開するとともに、海外の貿易情報を収集するための調査の実施及び地場産業を国際化するためのセミナーを開催し、日本食品の輸出の促進を図った。

エ 海外マーケット開拓事業（食品流通局）

海外の百貨店、スーパーマーケット等に地域食品のアンテナショップを設置し、展示・販売、市場調査を実施し、現地のニーズの把握及び販路開拓を行った。また、現地にフードコンサルタントを設置し、各種の情報収集と提供及び消費者・実需者の要望等への的確な対応、現地の外食産業等と連携した日本食デモンストラーションの開催等を行った。

オ 果実輸出振興対策推進費（農産園芸局）

我が国果樹農業の活性化を図るためには、果実の輸出振興が極めて重要であることから、海外市場への安定的供給及び品質面での優位性を前面に出した効率的消費宣伝の実施等のため、全国果実輸出振興対策協議会を設置して輸出用果実の生産、出荷及び販路拡大方策等についての協議等を実施した。

カ 輸出検疫対象重要病害虫対策事業（農産園芸局）

(ア) 高度検疫条件対策事業

米国向け二十世紀梨及びEU向け根付き植物等、輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について輸出検疫を厳密に実施した。

(イ) 果実害虫処理技術確立事業

諸外国が重要としている病害虫の完全な検疫措置の基本となる殺虫技術の確立を図った。

キ 輸出検疫病害虫無発生地域確立事業（農産園芸

表13 輸出促進予算の推移

事 業 名	予 算 額 (千円)		事 業 の 概 要
	10年度	11年度	
1. 輸出活動高度化促進事業費	38,376	34,538	国際食品見本市等での販売促進活動の実施による輸出販路の拡大・定着
2. 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業費	8,135	8,135	輸出関連情報を収集し、提供するための体制の整備及び情報の提供
3. 農林水産貿易円滑化推進事業費	60,604	60,604	国際食品見本市における体系的な手法による日本食品の普及、海外の貿易情報の収集及び地場産業国際化推進セミナーの開催等
4. 海外マーケット開拓事業費	0	96,759	海外の現地百貨店等で短期アンテナショップを開催するほか、現地にフードコンサルタントを設置し海外市場開拓を推進
5. 海外展開推進事業費	154,939	0	
6. 果実需給安定対策推進指導費のうち 果実輸出振興対策推進費	2,878	2,593	既輸出先市場への安定供給、新市場の開拓及び国産果実の優位性を強調した消費宣伝の実施等のための協議会の開催
7. 輸出検疫対象重要病害虫対策費 ・高度検疫条件対策費	23,043 14,335	23,054 14,334	輸入国から厳重な検疫条件を要求されている品目について、輸出検疫の厳密な実施
・果実害虫処理技術確立費	8,708	8,720	諸外国が重要としている病害虫の完全な検疫措置の基本となる殺虫技術の確立
8. 輸出検疫病害虫無発生地域確立事業費	18,353	18,353	検査・消毒等の手続きを一切要さず、低コストでの輸出が可能となる、病害虫無発生地域（ペストフリーエリア）の確立による輸出条件の整備
9. 新市場開拓推進事業費	3,224	2,891	水産加工品の需要の増大を図るため、海外における市場調査、展示試食会等の普及・啓発活動を実施

局)

生産地においてモデル地区を設定し、病虫害分布調査、同定診断技術の開発、濃密防除、緩衝地区の設置、定期的なトラップ調査、生果実調査等のモニタリング等を実施し、検疫病虫害の無発生地域（ペストフリーエリア）確立のための実証展示等を行った。

ク 新市場開拓推進事業（水産庁）

水産加工品の需要の増大を図るため、海外における市場調査、展示試食会等の普及・啓発活動を実施した。

2 関税（平成12年度当省関係品目の改正概要）

（1）平成12年度の関税率等の概要

平成12年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、11年9月21日、大蔵大臣から「最近における経済情勢の変化に対応し、関税率などをいかに改めるべきか」について関税率審議会に諮問され、これを受けて、11年11月9日の総会・調査部会、12月7日及び12月17日の調査部会での審議を経た後、12月17日の関税率審議会総会で答申された。その後、この答申に基づき、「関税率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、12年4月1日から施行された。

（2）農林水産省関係品目の関税改正の概要

ア 粗糖関税の撤廃

砂糖は、さとうきび、てん菜等を原料とする甘味料であり、化学的にはぶどう糖と加糖からなる二糖類で、しょ糖と呼ばれている。粗糖は、さとうきびから製造されるが不純物が多く含まれており、さらに精製され、精製糖（上白糖、グラニュー糖など）として消費される。

近年、我が国の砂糖の需要量は、消費者の低甘味嗜好、競合する加糖調製品の輸入増加等を背景に減少傾向で推移している。このため、砂糖の価格競争力の強化と需要の維持・拡大に向けて、価格支持制度の改善を図るほか、関係者の取り組み等により砂糖の卸売価格を引き下げることが目的に粗糖関税を撤廃することとした。

なお、精製糖などについても、粗糖関税の撤廃に見合った分の関税を引き下げることとした。

（3）その他の品目の主な関税改正の概要

ア 個別品目の関税率の引き下げなど

石炭対策を平成13年度において円滑に完了するため、所要の財源を確保する観点から、13年度まで215円/kgである原油関税を、14年度以降45円/kg引き下げ、170円/kgとした上で4年間延長し、18年度以降無税とすることとした。

また、石油製品関税についても、原油関税に併せ、当該引き下げ見合い分を平成14年度において引き下げることとし、17年度までの暫定税率を設定することとした。なお、平成13年度までは、現行暫定税率を延長することとした。

イ 暫定税率の適用期限の延長

平成12年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する品目は、税率の改正を行う品目を除き総計155品目であったが、これらについては、12年度においても引き続き現行税率を継続することとした。

（4）法律、政令、省令の改正の概要

ア 関税法の改正（特例申告制度に関する改正）

現在、我が国の税関手続きにおいては、輸入（引取）

表14 粗糖関税の撤廃について

税 番	品 名	現 行 税 率	改 正 税 率
1701.11-1(1) 1701.12-1	粗糖（甘しゃ糖、糖度98.5度未満）のうち 分みつ糖 粗糖（てん菜糖、糖度98.5度未満）	10円/kg （基本税率）	無 税 （基本税率）
1701.11-2 1701.12-2 1701.99-2	粗糖（甘しゃ糖、糖度98.5度以上） 粗糖（てん菜糖、糖度98.5度以上） 精製糖（糖度99.5度以上）	28.50円/kg （基本税率）	21.50円/kg （基本税率）
1701.91	香味・着色糖	46.98円/kg （暫定税率）	39.98円/kg （暫定税率）
1701.99-1	氷砂糖、角砂糖等	46.98円/kg （暫定税率）	39.98円/kg （暫定税率）
1702.90-1ex	その他の砂糖 分みつ糖	26.8% （暫定税率）	24.5% （暫定税率）
1702.90-2ex 2106.90-2(2) Aex	砂糖水 分みつ糖のもの 糖水 分みつ糖のもの	26.2%又は 18.20円/kg のうちいずれ か高い税率 （暫定税率）	24.6%又は 13.30円/kg のうちいずれ か高い税率 （暫定税率）

申告と納税申告を同時に行うことが原則とされているが、税関手続きの効率化・迅速化を図るため、現行の税関手続きに加え、法令遵守の確保を条件に引取申告と納税申告を分離し、納税申告を貨物の引き取り後に行うことができる特例申告制度を創設することとされた。

なお、当該制度の主なポイントは以下のとおりである。

(ア) 輸入者は、法令遵守の確保を前提に税関長の承認を受け、指定を受けた貨物について特例申告制度を選択することが可能。

(イ) 納税申告は、貨物の引き取り後にまとめて申告することとされ、仕入書等の添付を省略。

(ウ) 貨物の審査、現物検査を基本的に省略。

イ 関税暫定措置法施行令の改正（特惠関税に関する改正）

平成9年の関税率審議会答申により、特惠受益国・地域の経済発展の程度や日本の産業界の事情、より発展段階の低い国・地域に対する利益の拡充、他の特惠供与国の動向などを勘案して、先進国並に経済が発展した特惠受益国・地域については、特惠関税の対象から除外することとされた。

平成10年度からは、世銀統計の「高所得国」に相当する国からの特に国際競争力が高いと見なされる品目を対象とした部分的な適用除外措置を講じたところであるが、今回の改正においては、「高所得国」に3年連

続して相当する以下の19カ国・地域を特惠関税の対象から全面的に除外することとした。

アラブ首長国連邦、イスラエル、オランダ領アンティール地域、カタール、グアム地域、クウェイト、グリーンランド地域、ケイマン諸島地域、サイプラス、シンガポール、大韓民国、台湾地域、ニュー・カレドニア地域、バーミュダ地域、バハマ、ブルネイ、米領ヴァージン諸島地域、香港地域、マカオ地域

ウ 関税割当制度に関する政令の改正

本制度の対象品目は、平成7年度の改正において、ウルグアイ・ラウンド合意において国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度により行われることとなったことなどから、21品目に拡大された。今回の改正においては、対象品目に変更はなく、関税率審議会の答申に沿った関税割当数量が定められた。

(注) 関税割当制度：関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税または低税率（1次税率）を適用して需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この枠を超える輸入分については、高関税率を適用することによって国内生産者の保護を図る制度である。この場合、1次税率の適用を受ける数量は、原則として、国内需要見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して、関税率審議会に諮問の上、政令で定めることとされている。

表15 平成12年度関税割当品目関税率

1 UR合意以前からの関税割当品目

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成12年度関税率	
		12年度	11年度	1次税率	2次税率
ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料）		56,700	56,600	無税	29.8%
とうもろこし	コーンスターチ用	4,210,700 (2,220,100)	4,102,100 (2,154,600)	無税	50%又は 12円/kgの高い方
	単体飼料用（丸粒）	277,100 (140,500)	277,200 (140,200)		
	特定用途用 （コーンフレーク、エチルアルコール、蒸留酒製造用）	97,700 (47,800)	121,800 (65,000)		
	その他用	236,400 (121,000)	246,400 (125,200)	10%	
麦芽		771,900 (415,800)	806,000 (433,100)	無税	21.30円/kg
糖みつ（アルコール製造用）		23,100 (10,700)	28,400 (14,300)	無税	15.30円/kg
無糖ココア調製品		18,600	18,600	無税	21.3%
トマトピューレ及びトマトペースト		38,000	37,500	無税	16%
パイナップル缶詰		48,800	48,900	無税	33円/kg

2. 関税化に伴い新設された品目

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成12年度関税率	
		12年度	11年度	1次税率	2次税率
脱脂粉乳	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg 又は425円/kg
	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税, 25%, 35%	396円/kg ～29.8%+425円/kg
無糖れん乳		1,500	1,500	25%, 30%	21.3%+254円/kg 又は25.5%+509円/kg
ホエイ等	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg 又は29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳原料用)	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg ～29.8%+1,023円/kg
	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%, 35%	29.8%+425円/kg 又は29.8%+687円/kg
バター及びバターオイル		581	581	35%	29.8%+985円/kg 又は29.8%+1,159円/kg
調製食用脂	ニュージーランド原産	11,550	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
その他の乳製品		133,940	132,080	12%～35%	21.3%+54円/kg ～29.8%+1,159円/kg
雑豆		120,000 (53,800)	120,000 (50,400)	10%	354円/kg
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品		166,900 (83,200)	161,400 (80,700)	無税 16%, 25%	119円/kg
落花生		75,000	75,000	10%	617円/kg
こんにゃく芋		267	267	40%	2,796円/kg
繭		1,995	1,995	無税	2,523円/kg

(注) 1. 関税割当数量欄の () 内の数字は当該年度の上期の関税割当数量である。

2. 脱脂粉乳、ホエイ等、バターおよびバターオイルの「2次税率」には、農畜産振興事業団が徴収するマークアップを含む。

第7節 対外経済関係

1 W T O

(世界貿易機関)

(1) WTO協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド（UR）が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関が設立された。

WTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（本体）と附属書1～4からなっており、農林水産関係では、国境措置、国内支持、輸出補助等を規律する農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水

産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが含まれている。

農業協定は、各国が、国境措置、国内支持、輸出競争の3分野について具体的かつ拘束力のある約束を作成し、実施期間（1995年～2000年）これを実施することを定めている

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

① 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、各国のUR約束の実施の進捗状況について検討することとなっている。定期会合は、年間最低3回開催される他、必要に応じて適宜開催されることになっており、99年度には4回開催された。また、加盟国が現行協定下でとっている措置に関する問題を整理し、関心事項を明確化することを目的として97年から行われてきた「分析情報交換（AIE）プロセス」については、9月会合をもつ

て終了したが、国内支持や市場アクセス、非貿易的関心事項等様々な分野が議論の対象となった。

② SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施のために原則として年3回開催されることになっており、99年は3月、7月、11月に開催された。本委員会においては、ア、各国から行われた通報のレビュー、イ、貿易上の関心事項の質疑応答、ウ、国際基準の適用状況のモニタリング、エ、協定5条5の実施のためのガイドラインの作成等が99年も引き続き行われた。

③ 「貿易と環境」委員会 (CTE)

CTEでは「WTOの規定と環境目的の貿易措置との関係」等10の議題について議論が行われており、99年は3回開催された。

本委員会において我が国は、貿易が環境に与える影響に関する議論の中で、農業が持つ多面的機能の重要性を強調しつつ、農産物貿易の自由化は環境にとってプラス、マイナス両面の影響を与え得るものであり、これらを総合的に分析することが必要であること、漁業補助金が資源の持続的利用に悪影響を与えるか否かは漁業管理制度と併せて漁業に関する知見を有する機関で検討されるべきである等の主張を行っている。

(3) WTO第3回閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、少なくとも2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

99年12月には、WTOが1995年1月1日に発足して以来、3回目の閣僚会議が、シアトルにおいて開催され、我が国からは河野外務大臣、玉沢農林水産大臣、深谷通商産業大臣が出席した。

新ラウンド立ち上げのため、全体会合の下に、①農業、②市場アクセス、③実施・ルール、④新分野、⑤WTOの機能という5つの閣僚級分科会が設置され議論が行われたが、農業、ダンピング防止措置、貿易との関連での労働問題の取り扱い等の分野で加盟各国の立場が大きく異なり、閣僚宣言の調整がつかず、閣僚宣言の採択は行われなかった。

(4) WTO農業交渉

URで合意済課題とされた農業及びサービスについては、2000年から交渉が開始された。このうち農業分野については、WTO農業委員会特別会合で交渉が行われることとされた。2000年3月に開催された第1回特別会合では、①交渉提案は原則として2000年末までに提出すること、②2000年は6月、9月、11月に特別

会合を開催し、2001年3月に交渉提案を総括する会合を開催すること（必要に応じ2001年1月に追加的会合を開催）、③2000年の会合では、事務局及び関心国から提出された技術的ペーパー及び各国から提出された交渉提案に関する議論を行うことが合意された。

2 O E C D

(経済協力開発機構)

OECDは、マーシャルプランの受け入れ体制として1948年発足したOEEC(欧州経済協力機構)が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がり緊密化の中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。1999年10月現在29カ国が加盟している。

OECDの執行機関は、各国代表からなる理事会である。例年4－6月に開催される閣僚レベルの理事会(通称、閣僚理事会)では、引き続いて開催されるサミットを方向付ける重要な国際会議として位置付けられ、OECDの主要活動が報告され、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性がコミュニケとしてまとめられる。

(1) 閣 僚 理 事 会

第38回閣僚理事会は、1999年5月26日、27日の両日、パリのOECD本部で開催された。我が国からは政府代表として与謝野通産大臣、町村外務政務次官、今井経済企画政務次官、熊澤農林水産審議官が出席し、①経済見通しと政策課題、②多角的貿易体制と新WTOラウンド等について討議が行われた。

経済見通しと政策課題については、世界の金融市場の信頼が改善し安定がもたらされたことを歓迎する一方で、健全なマクロ経済政策と競争的で柔軟な市場を促進する構造政策の必要性が強調された。また、多角的貿易体制と新WTOラウンドについては、多角的貿易体制が世界経済の要であるとして、新WTOラウンドの交渉を出来れば3年以内で終結させること、全ての分野を一括して受諾するかどうかを含め交渉方式で合意に達するようWTO加盟国が努力していくことで一致した。さらに、多角的貿易体制は開発途上国と移行国の経済成長にとっても重要であり、新WTOラウンド交渉へのこれら諸国の参加が優先課題であることが確認された。

農業分野に関しては、各国の農業改革に進展が見られたこと、改革を実行するための努力を継続していくことが確認されるとともに、我が国がEU等と連携して主張した「農業の多面的機能」の必要性について認識する旨の記述が共同声明の中に盛り込まれた。また、水産分野に関しては、水産資源の効果的かつ効率的な

管理及び資源管理と貿易との関係についての国際的な約束と行動の必要性等が確認された。

(2) 農 業 委 員 会

本委員会では、1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに農産物の需給及び貿易の動向等を分析した、1999年版「OECD加盟国の農業政策：モニタリングと評価」の作成が行われた。また、同委員会の下で多面的機能の概念分析、需要の計測及び政策的意味合いについてのスタディが実施されている。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業が環境に与える正負両方の影響を定量化した指標（農業環境指標）の開発、各国の農業環境政策の効果等の分析、農業生産と環境の関係に関する分析等の作業が引き続き行われた。

「農業と貿易」については、貿易委員会との合同作業部会において、政策評価マトリックス（PEM）のモデル開発、農業貿易に関する様々な側面からの分析が行われた。

3 A P E C

（アジア・太平洋経済協力）

APEC（アジア・太平洋経済協力）は、1989年に、政府間の経済・社会問題の分析・協議を行うため、太平洋経済地域に位置する国・地域（1999年8月現在、21カ国・地域）によって構成される緩やかな協議体として発足し、年々その活動の充実が図られている。

1993年11月には、米国シアトルで初めての非公式首脳会議が開催され、「APEC首脳の経済展望に関する声明」が採択された。

1994年11月には、インドネシアにおいて第二回非公式首脳会議が開催され、2020年（先進国は2010年）までに域内の自由で開かれた貿易及び投資を達成することを主要内容とする「ボゴール宣言」が採択された。

1995年11月に大阪で行われた非公式首脳会議では、ボゴール宣言の具体的な実現に向けた大阪行動指針が採択されるとともに、「大阪首脳宣言」において、今後の人口増加・経済成長が食料及びエネルギーの需要並びに環境への負担を増大させると予想されることから、この地域の経済的繁栄を持続可能なものとするための長期課題としてこれらの相互に関連した広範な問題を取り上げるとの内容が盛り込まれた。なお、本課題は、食料、エネルギー、環境、経済成長及び人口それぞれの英語の頭文字を取って、FEEEPと呼ばれる。

この長期計画のうち、食料問題については、1996年5月に「食料タクスフォース」が設置され、日本と豪州が共同議長となり、食料をめぐる問題について諸方面から分析作業を行うこととなった。

1996年11月に開催されたマニラ閣僚会議では、大阪行動指針に基づいて作成された各国の「個別行動計画」（IAP）とAPEC全体で行う「共同行動計画」（CAP）等からなるマニラ行動計画が採択された。

1997年11月に開催されたヴァンクーヴァー閣僚会議では、早期に自主的に自由化を進める分野（EVSL）として、農林水産分野（林産物、水産物、油糧種子・植物油、食品）を含む15分野が特定された。このうち、林産物、水産物を含む9分野については、優先的に自由化を進める分野（優先9分野）とされた。このEVSLは自主性の原則の下で行われることが閣僚宣言に明記された。

1998年11月に開催されたクアラルンプール閣僚会議では、EVSL優先9分野のうち、林産物・水産物については、我が国は自主性の原則に基づき、自由化措置には参加しないとの立場を維持し、最終的に、WTOに議論の場が移された。また、油糧種子・植物油、食品を含む他の6分野については、今後検討し、99年6月の貿易担当大臣会合の際にレビューすることとされた。

また、食料タクスフォースは、食料問題に関して、APECが採りうる共同行動の選択肢等についての提言を含む最終報告案を採択し、活動を終了した。

1999年6月に開催されたオークランド貿易担当大臣会合では、油糧種子・植物油、食品を含む6分野の関税措置についてはWTOで交渉することとなった。そのため、油糧種子・植物油、食品については、WTO農業協定に従い、2000年から開始される農業交渉の中で、他の農産物とともに取り扱われることとなった。

1999年9月に開催されたオークランド閣僚会議では、林産物・水産物を含む優先8分野の早期関税引下げ（ATL）のWTOにおける議論については、1999年中の合意に向けて引き続き努力するとともに、2000年末までの間、クアラルンプール閣僚会議合意に基づくATLの実現に向けた働きかけを継続することとなった。

FEEEPの共同行動の多くが農業技術協力専門家会合（ATC）に託され、ATCがAPECにおける食料・農業分野での協力の中心機関となったことから、我が国は、食料・農業分野についてはこの場を中心に積極的に対応していくこととし、2000年から3年間、議長国をつとめること等とした。

APECでは、1998年にAPECビジネス諮問委員会（ABAC）より提言された「APEC食料システム」につ

いて、アドホックタスクフォースを設けて検討を行い、その結果とりまとめられた提言を実施していくこととなった。

4 ケルンサミット

主要先進国(日、米、加、英、仏、独、伊、EU、露)の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第25回サミットが、6月18日から20日までドイツのケルンで開催され、我が国からは小渕総理大臣等が出席した。

貿易に関しては、「WTOシアトル閣僚会合において広範かつ野心的な新ラウンド交渉を立ち上げることを要請する」ことで合意がなされた。

また、食品安全性問題について、OECDの専門家の研究結果等に基づき、今回のサミットまでの間に、この問題に対する可能な対応策について、報告させることで一致した。

さらに、環境問題については、WTO交渉の次期ラウンドにおいては、環境に対して十分な配慮が払われるべきことが合意された。

重債務貧困国に対する債務救済については、「政府開発援助債務を様々な選択肢を通じ二国間ベースで完全に免除することを要請する」とした「ケルン債務イニシアティブ」が発表された。

5 U N C T A D

(国連貿易開発会議)

UNCTAD(本部ジュネーブ)は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ、解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。特に、4年に1回開催される総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について、政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な意義を持ち、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後開発途上国(LDCs)問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、一次産品総合計画(IPC)の採択とそれに基づく共通基金(CF)協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討などが行われている。第10回総会は、2000年2月にバンコクで開催される。

6 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

1994年国際穀物協定は、1986年国際小麦協定の後を

受けて、1995年7月1日に暫定発効したものであり、「1994年穀物貿易規約」と「1994年食糧援助規約」から成っている。「1994年穀物貿易規約」については2001年6月30日まで有効期間が延長されたが、「1994年食糧援助規約」については1999年7月に「1999年食糧援助規約」が発効し、その有効期間は2002年6月30日とされている。なお、穀物貿易規約は国際穀物理事会(旧国際小麦理事会)を通じた情報交換・統計整備を中心としたものとなっている。

1999年の食糧援助規約は、世界の食料安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とし、加盟国は開発途上国に対して、本規約で定める最小拠出量を満たす穀物又はそれに代わる現金により、毎年食料援助を行うことが義務づけられており、我が国の年間最小拠出量は30万トンとなっている。(有効期限は2002年6月30日)

(2) 国際砂糖協定

「1992年の国際砂糖協定」は、1993年1月に発効した。同協定は前協定と同様、経済条項を有さず情報交換を中心としたものとなっている。

なお、同協定は前協定と比べて、経済条項の復活の表現が弱くなった他、加盟国の脱退から消費国の分担金の負担増を防ぐため、生産国・消費国の区分を廃止する等の改定がなされている。(有効期限は2001年12月31日まで延長)

(3) 国際コーヒー協定

「1983年の国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日から経済条項を停止した。

また、1983年協定は4度延長(1994年9月30日まで)し、理事会は新協定に向けて検討を続けていたところ、1994年3月に新協定が合意され、94年10月に発効した。

なお、新協定は経済条項が削除され、情報交換を中心とした協定となっている。(有効期限は2001年9月30日まで延長)

(4) 国際ココア協定

1986年に代わる新協定交渉が1992年から1993年にかけて行われたところ、1993年7月に新たな1993年国際ココア協定が合意され、1994年2月に発効した。

新協定は、前協定がココアの価格安定メカニズムとして採用してきた緩衝在庫制度を廃止し、新しいメカ

ニズムとしてココアの生産管理計画を採用している。その他、情報交換、CF（一次産品共通基金）との連携や環境への考慮等が明記されている。（有効期限は2000年9月30日まで延長）

(5) 国際熱帯木材協定

1983年協定は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の最大の輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目標達成に貢献できるとの考えから、機関（ITTO）本部を我が国（横浜市）に誘致した。

1983年協定の有効期限は2度延長され、1994年3月31日までとなっていたところ、1993年4月以降新協定交渉が開始され、木材の対象を熱帯から温・寒帯まで拡大することについて交渉は難航したが、1994年1月に新たな1994年協定が合意された。

新協定は、1996年9月の締約国会合を経て、1997年1月1日に発効した。新協定には2000年目標や熱帯林の持続的経営の達成のためのバリ・パートナーシップ資金等が明記された。（有効期限は2003年12月31日まで延長）

7 日米包括経済協議

(1) 枠組合意までの経緯

1989年に開始された日米構造問題協議（SII）は91、92年の2回にわたるフォローアップ年次報告により一応の区切りが打たれた。ポストSIIの日米両国の経済面でのパートナーシップを前進させる見地から、1993年4月ワシントンでの日米首脳会談において新たな協議枠組みを構築する合意がなされた。これを受けて同年6月ワシントン及び東京において次官級準備会合、7月東京において日米首脳会談が開催され、マクロ経済、構造・セクター、協力の各分野について双方の提案が協議された。双方の間には合意内容の実施状況を評価するための客観基準の解釈等について隔たりがあったが、7月10日合意に至り、「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」（枠

組合意）として公表された。

(2) 枠組合意の概要

協議は日米双方通行の対話、MFNベースでの均てん、ガバメントリーチ（政府の責任範囲内の事項を扱うこと）などを基本原則とする。

マクロ経済面では日本は製品・サービス輸入の相当程度の増加を促進し経常収支の黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成すること、米国は財政赤字を相当程度削減し国内貯蓄を奨励すること等を目的とする。

セクター別・構造面の協議では「政府調達」、「規制緩和及び競争力」、「その他の主要セクター（自動車及び自動車部品）」、「経済的調和」、「既存のアレンジメント及び措置の実施」の5つのバスケットについて次官級を議長とし、適当な場合には作業部会（WG）が設けられる。

(3) 当省関係各会合の開催状況

1997年6月のデンバー・サミット時の日米首脳会談でセクター別・構造分野のうち、「規制緩和等」については、「強化されたイニシアティブ」として合意され、4つの個別分野専門家会合（1998年からは5分野）と分野横断的な「規制緩和・競争政策等」会合及び全体をレビューする上級会合を設置することとなった。

全体をレビューする上級会合（日米次官級）は2000年3月に開催された。

「地球的展望に立った協力のための共通課題」（コモン・アジェンダ）については、1997年6月のデンバー・サミット時の日米首脳会談で既存の26分野を18の分野に整理・統合した。全体をレビューする次官級会合が2000年2月に開催された。

8 二 国 間 会 議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に努めた（表16）

表16 二 国 間 会 談

〈国・地域名〉	〈会議名〉	〈期間〉	〈場所〉
EC	日ECハイレベル協議	99. 4. 23	ブリッセル
メキシコ	日墨高級事務レベル経済協議	99. 7. 15-16	東京
タイ	日タイ経済協議	99. 9. 7	東京
台湾	日台貿易経済協議	99. 12. 6	東京
アメリカ	日米林産物小委員会	00. 2. 18	東京
カナダ	日加農相会談	00. 3. 12	東京